障害者生活訓練等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、県内に居住する障害者等(以下「障害者等」という。)が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるようにするために必要な訓練・研修等を行うことにより、障害者福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 この事業の実施主体は埼玉県(以下「県」という。)とする。
- 2 県は、原則として、この事業の実施を障害者福祉団体等(以下「団体等」という。)に委託して行うものとする。

(実施内容)

- 第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。
- (1) 生活訓練事業
- (2) オストメイト社会適応訓練事業
- (3) 音声機能障害者発声訓練、指導者養成事業
- 2 前項第1号から第3号の事業内容については、別紙の定めるところによる。

(実施上の留意事項)

- 第4条 事業の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 障害者等の現状を把握し、常時事業に反映させていくものとする。
 - (2) 各種講習会等は、障害者等が日常生活の用を弁じ得る程度を目標として行うものとする。
 - (3) 県福祉事務所、市町村及び関係団体等と連絡を密にするものとする。
 - (4) 参加者に偏りができないよう日程、実施場所等に十分配慮するものとする。
 - (5) 事業の実施について、広く対象者へ周知するものとする。

(指導、監督)

第5条 県は、委託先の団体等に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよ

う指導、監督するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。
- 2 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業実施要綱(平成元年4月1日)、盲婦人家庭生活訓練事業実施要綱(平成7年4月1日)、盲青年等社会生活教室開催事業 実施要綱(平成7年4月1日)、中途視覚障害者緊急生活訓練事業実施要綱(平成7年4月1日)、オストメイト社会適応訓練事業実施要綱(昭和61年4月1日)、身体障害者生活行動訓練事業実施要綱(昭和56年4月1日)、障害婦人健康指導教室開催事業実施要綱(平成7年4月1日)、身体障害者スポーツ教室開催事業実施要綱(昭和61年4月1日)は廃止する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 精神薄弱者社会活動総合推進事業実施要綱(平成5年12月1日)、精神薄弱者社会活動総合推進事業実施要領(平成5年12月1日)は廃止する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年3月1日から適用する。